

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp

ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007

FAX03-3261-5453

2026年7月9日(木)

NO. 1695号

本号3頁

比例定数削減法案は撤回！

国会を軽視する高市政権の暴走ストップ 7.9 院内集会

自民党と日本維新の会が、皇室典範改正案の審議と成立を優先するため、衆議院の比例定数を45削減する法案を見送るとの方針を確認しました。しかし「副首都法案」を強行する姿勢です。

また、定数削減法案は次期国会で再び成立させる構えです。このような与党の横暴に一致して対抗する野党の皆さんを激励し、市民が政治の暴走に抗議する声を共に上げる場として、緊急院内集会を開催することとしました。

可能な限りのご参加と、集会告知へのご協力をお願いします。

●衆議院の比例定数削減法案は撤回！国会を軽視する高市政権の暴走ストップ 7.9 院内集会

日時 7月9日(木) 12:30~14:00 予定

場所 衆議院第一委員会館・国際会議室

本日

自民・維新が定数削減法見送り 皇室典範改正の審議優先

高市早苗首相と日本維新の会の吉村洋文代表が7日、国会内で会談し、衆院議員定数(465)を1割削減する法案について、今国会での成立を見送る方針を確認したことを各紙報じています。同法案は野党の賛同が得られず、成立の見通しが立っていませんでした。会期末が17日に迫るなか、政府・与党は、皇族数の確保に向けた皇室典範改正案の成立を優先する方針です。

定数削減は次期国会に先送りするが、「副首都構想」の関連法案については、改めて今国会での成立を目指す方針を確認したということです。

定数削減をめぐるのは、与党主導による削減案に野党が反発しており、与野党対立の原因となっていました。これを受けて、皇室典範改正案の審議入りも見通せない状況となっていることから、政府・与党としては、野党に譲歩する姿勢を示す狙いがあったとみられます。

7日の党首会談は、両党の幹事長、国会対策委員長、参院幹部らが同席し、10分ほど行われました。会談後、首相は記者団に「議員提出法案の取り扱いなど、今後の(国会での)進め方について意見交換を行った。詳細は差し控える」と述べました。吉村氏も記者団に「中身を伝えることはできない」としました。

定数削減と副首都構想の関連法案は、特に維新が必要性を訴え、両党による連立政権合意書に明記した経緯があります。このため与党は、今国会での成立を目指して両法案の審議入りを強行したが、野党が強く反発。皇室典範改正案の審議入りに応じない姿勢を示していました。

8日午前に衆院自民と中道国会対策委員長会議を開催

中道は衆院予算委員会の開催を要求

そして、8日の午前10時より、自民党の梶山弘志国会対策委員長は、国会内で中道改革連合の重徳和彦国会対策委員長と会談し、17日に会期末を迎える今国会で衆院議員定数(465)を1割削減する法案の成立を見送りつつ、「副首都構想」の関連法案の成立を図る方針を伝えました。与野党対立

が続いた2法案の一方の成立を見送ることで衆院の空転状態を正常化させ、皇族数の確保に向けた皇室典範改正案の成立を優先させるよう求めました。これに対し、重徳氏は高市早苗首相が出席する衆院予算委員会の開催を要求。その後、野党各党と国対委員長会談を開き対応を協議しました。

結局、野党側は受け入れ、国会は正常化し、皇室典範改正案は10日審議入りし、同日中に衆院を通過する見通しとなりました。その合意を受け、9日遅く、10日の衆院憲法審査会を開催することとなりました。

「天皇は男系男子が継承」は国民の総意か？ 共産党小池氏追及

参議院決算委員会で政府が今国会での成立を目指す皇室典範改正案について、共産党の小池書記局長は苦言を呈しました。

同予算委員会で、小池氏は報道各社による世論調査などで、女性天皇や女系天皇への賛成が占めていると強く主張。衆参両院正副議長が立法府の総意として議論を取りまとめた政府案が、養子縁組により男系男子での継承を明確にしたことに「総理、天皇は男系男子で継承しなければならないということは、国民の総意でしょうか」と質問しました。

これに高市早苗首相は「政府としては、それに沿って忠実に法案を作成したものでございます」と答えました。終了後、小池氏は記者会見で「皇室典範の問題について15分間ですけど、取り上げました。全体としての日本国憲法の条項と精神に基づいて議論、検討すべき問題だという基調で党としての立場を述べながら、問題点を正すことをしました」と振り返りました。

「最初に聞いたのは『天皇は男系男子で継承しなければいけないのは国民の総意ですか』ということについて（高市首相）は答えがなかったんで、もう1回聞いたなら、立法府の総意と、国会は国民の代表だから総意なんだというような言い方でしたけど、それは違うじゃないかと。やっぱり世論調査の結果をみれば、女性天皇、女系天皇意を認めるというのが多数でしょうと。しかも立法府の総意なるものが、私どもも反対したし、参議院では野党第一党の立憲民主党も反対していると、とても立法府の総意と言えない」と。改正案には「そもそも大前提として、養子は禁止していたものを変えてしまったわけですから、それに基づいて『（政府が）皇室典範でこうでこうです』と言われても、大前提の問題だと思います」と指摘しました。

「もうひとつは『（政府は）立法府の総意だ』とおっしゃるんだけど、あの議論というのは、皇族数の確保がテーマだった。私は（同委員会で）主張しましたが、皇族数の数がテーマの全体会議だったのに、森衆院議長が突然、養子の子が男であれば皇位継承を持つと言って、大問題になって慌てて『全体会議は皇位継承の議論する場ではなく、皇族数の確保です』と言ってたわけですよ。だから皇位継承の議論はしていないんですよ。それを皇位継承を含めた法案を出してきたところに大問題がある」と語りました。

◆立憲の水岡代表は政府の皇室典範改正案について、「だまし討ちとも思える姑息な小細工は立法府に対して極めて失礼。皇室をおとしめるものだ」と批判しました。改正案は皇室に迎えた養子に生まれた男子が皇位継承資格をもつことを明確にするなど衆参両院による「立法府の総意」に盛り込まれなかった内容も含まれていると批判しています。

自民・船田氏、皇室典範改正案に苦言 「国会の総意から逸脱」

自民党の船田元・元経済企画庁長官は自身のホームページで、政府が国会に提出した皇室典範改正案について「国会の総意から逸脱したものと言わざるを得ない」と投稿し、苦言を呈しました。また、国会で与野党対立が続く状況で典範改正案を審議することについては「皇室に対して極めて失礼ではないだろうか」と指摘しました。投稿は7日付。

船田氏は典範改正案には、衆参両院がまとめた「立法府の総意」と異なる内容が含まれていると指摘。皇族の養子の子に継承権があるとして皇位継承まで言及した点や、女性皇族が民間人と結婚した際には住民基本台帳にも記載される点を挙げました。

その上で、憲法が天皇の地位について「国民の総意に基づく」と規定していることに言及し「国会の総意にも基づかない内容であれば、憲法に反することになりはしないだろうか」とつぶやいています。

「皇室典範問題」を憲法の視点で考える〈その1〉

憲法会議常任幹事 増村耕太郎

《はじめに》憲法活動家の視点で

高市早苗首相は、自らの手で皇室制度を改変するのだと、前のめりである。特別国会の施政方針演説では、「我が国の伝統や歴史の重みをかみしめながら」「皇室典範の改正に向け、安定的な皇位継承等の在り方に関する議論が深まることを期待」と述べた（2月21日）。これに呼応してか、衆参両院の正副議長が、「皇族数の確保」に関する「立法府の総意」なるものを取りまとめた（6月10日）。しかし、これには日本共産党が明白に反対したのをはじめ、国会13政党・会派のうち賛成は7党・会派であり、「総意」と言える状態ではない。正副議長案を受けて、政府が法案を閣議決定した（6月30日）が、当初案になかった「養子の子ども（男子）は皇位継承資格を持つなど」という話が突如入り込んだりして、「だまし討ちではないか」（立憲民主党水島代表）との声が出るなど、混迷が深まっている。

天皇、皇室制度は、すぐれて憲法問題である。この機会に、憲法会議の活動に参加する一個人として、皇室制度とくに皇室典範の問題について考えてみたい。なお、お断りしておくが、私は歴史の専門家ではなく、その知識は、せいぜい高校の教科書程度の素人である。そういう人間が見ただけでも疑問や矛盾が満載である。憲法を中心軸にして、問題点を論じてみたい。

①女性・女系天皇を認めれば問題は解決する

憲法会議の一員でもある日本共産党の主張は明快である。現在の天皇の制度（象徴天皇制）は、日本国憲法に基づくものであり、そうであるからには憲法に合致した制度にすべきである。つまり、「女性・女系天皇を認めるべきだ」ということである。根拠は何か。(1)日本国憲法は、男女同権を明文で規定しており（第14条）、日本は多様な性の国民で構成されているのだから、「国民統合の象徴」である天皇の制度において「男にだけ特権」を認めるのはおかしい、(2)天皇の制度は、憲法でも「主権の存する日本国民の総意に基づく」（第1条）とされている。そして、主権者はどの世論調査でも女性天皇を支持しているのだから、この国民の意思を尊重すべきである。国民の意思を無視するような制度設計は認められないということである。私もこの立場を支持する。

しかし、高市首相や「皇国史観」にとらわれた政党、政治家などは、これを認めない。今回の正副議長案にしても、政府が作った法案にしても、はなから「女系・女性天皇」を議論の対象にもしていない。「126代にわたって男系で皇統が継承されてきた」という世界でも比類がない歴史的事実（4月の自民党大会で高市首相）が不動の前提であり、とにかく天皇は「男系・男性」でなければならないのである。

今回出された皇室典範改正案は、(1)女性皇族が結婚しても皇族の身分を保持する、(2)戦後に皇籍を離れた「旧宮家」の男系男子を皇族の養子に迎える、を柱にしている。一見して明らかなように、これらは、皇族数の減少を食い止める当面の弥縫策にほかならない。あくまで、女性天皇につながる策は採用しない、検討もしないということである。

それにしても、高市首相は、自らは憲政史上初の女性宰相になり、「女性は男性と同様にやれる」ことを誇る立場なのに、どうして、天皇は「男」に限ると固執するのか。彼女は「男社会」に付度して出世街道を歩んできただけに、その意向に反することはしない、できないというのが、偽らざる本音なのか、この指摘は「下司の勘ぐり」だろうか。

高市氏や「皇国史観派」が天皇問題で持ち出す常套句は、「皇室の伝統」「日本の伝統」という言葉である。しかしこの論は、まともな検証に耐え得るものではない。

以下、高市首相や「皇国史観派」のでたらめさに焦点を当てて、話をすすめる。 次号へ